

入札説明書

【一般競争入札（最低価格落札方式）】

独立行政法人国際協力機構東京センターの
庁舎で使用する電気の調達

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 契約書（案）
- 別添 様式集

2020年1月22日

独立行政法人国際協力機構
東京センター

第 1 入札手続

本件に係る入札公示に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公示

公示日 2020年1月22日

2. 契約担当役

東京センター 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

- (1) 件名： 独立行政法人国際協力機構東京センターの庁舎で使用する電気の調達（一般競争入札（最低価格落札方式））
- (2) 数量等： 「第2 業務仕様書」のとおり。
- (3) 使用期間： 自 2020年4月 1日 0：00
至 2023年3月31日 24：00
(複数年度契約)
- (4) 需要場所： 東京都渋谷区西原 2-49-5
独立行政法人 国際協力機構東京センター
- (5) 入札方法： 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ機構が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の3年間総価の金額を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- (6) 入札保証金及び契約保証金： 免除する。

4. 担当部署等

(1) 入札手続き窓口

〒151-0066

東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構 東京センター 総務課

【電話番号】 03-3485-7081

【メールアドレス】 tictga@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法

- ・ 郵送等による場合：上記（1）あて
簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。
- ・ 持参による場合：同センター受付にて担当者呼び出してください。
受付時間は、土日・祝日を除く毎日、10時から17時まで（12:30から13:30を除く。）となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ①競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - ②資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - ③資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 小売電気事業者

電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

2) 二酸化炭素排出係数

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、「第 1 入札手続」の別紙に掲げる入札適合条件を満たすこと。

(3) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、及び当機構の調達・契約手続きを行うことを目的に、以下の要領で必要書類を提出して下さい。

1) 提出期限：2020 年 2 月 10 日（月）正午まで

2) 提出場所：上記 4. 参照

3) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記の提出期限までに到着するものに限る）

4) 提出書類：以下書類を提出して下さい。

競争参加資格の確認に必要な書類

- ① 競争参加資格確認申請書（第 4 様式集参照）
- ② 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ③ 「温室効果ガス排出削減の取組状況等に関する要件」を満たすことを証明する適合証明書（別添様式）
- ④ 返信用封筒（長 3 号又は同等の大きさ。84 円分の切手貼付。）

※過去に JICA 本部が公示・公告を行った競争へ参加したことがない場合、JICA の所有するデータベースへ団体情報登録を行うため、追加で以下必要書類の提出をお願いする場合があります。

- ・全省庁統一資格保有者である場合、全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- ・全省庁統一資格保有者でない場合、履歴事項全部証明書、代表者事項全部証明書、納税証明書のうちいずれか一つ（写し）。

※その他必要に応じ、正式な団体名称、本店住所、代表者及び役職権限がわかる書類、及び日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。

5) 競争参加資格の確認の結果は文書をもって通知します。2020 年 2 月 13 日（木）までに結果が通知されない場合は、上記 4. にお問い合わせください。

6) その他

- ① 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- ② 84 円分の切手を貼った長 3 号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住

- 所・氏名を記載してください。
- ③ 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- ④ 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。
- ⑤ 申請書に関する問い合わせ先は、上記4.を参照ください。

(4) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。詳細は、14.(2)を参照下さい。

6. 入札説明書に対する質問

業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

(1) 提出期限

2020年1月31日（金）正午まで

(2) 提出方法・提出先

電子メール（宛先は上記4.(1)参照）

注）公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。

- ・メールタイトルは以下のとおりとしてください
【入札説明書への質問】業務名称：独立行政法人国際協力機構東京センターの庁舎で使用する電気の調達
- ・宛先電子メールアドレス：tictga@jica.go.jp
- ・当機構は圧縮フォルダの受信ができませんので、**圧縮せずに**送信下さい。
- ・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。
- ・質問様式は別添様式集を参照ください。

(3) 質問への回答方法

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- 1) 2020年2月5日（水）16時以降、以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/index.html>）

- 「調達情報」
- 「公告・公示情報」
- 「国内拠点等における契約情報一覧」
- 「各国内拠点（JICA研究所を含む）における公告・公示情報-工事、物品購入、役務等-」（2019年度）」
- 「JICA 東京」

<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2019.html#tokyo>

- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競

争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。
入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

7. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

- (1) 日時：2020年2月21日（金）午後2時00分から
- (2) 場所：東京都渋谷区西原2-49-5
独立行政法人国際協力機構 東京センター セミナールーム304
※入札会会場の開場時刻は入札会開始時刻の5分前となります。フロントで入館受付後ロビーにて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。
- (3) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す）の参加を求めます。
- (4) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。
 - 1) 委任状 1通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
 - 2) 入札書 1通（様式集参照。）、入札金額内訳書（様式任意）
 - 3) 印鑑、身分証明書：
入札会場で書類を修正する必要がある場合に、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。
なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。
- (5) 再入札 11.に記載される「再入札」を行う場合、入札会への参加者に対して、その場で入札書の提出を求めます。

8. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - 1) 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- (3) 入札金額は「千止め」で記入ください。記入に際しては、千止め、桁取り誤り、日付、宛先の記入ミス等に十分注意して応札してください。なお、千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (4) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。

- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。
- (6) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (7) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (8) 入札保証金は免除します。

9. 入札金額積算に係る留意事項

(1) 入札金額内訳

入札金額（総額）は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、仕様書に提示した「予定契約電力」及び「予定使用電力量」に基づき算出するものとしてください。いくつの単価を設定するか（ピーク時間単価、昼間単価（夏季）、昼間単価（その他季）及び夜間単価等）は、入札者が提案してください。

なお、契約は、内訳で提示いただいた単価による契約となります。

(2) 力率割引・割増、燃料費調整、再生可能エネルギー賦課金

力率割引・割増は、燃料費調整、再生可能エネルギー賦課金については、入札金額に反映しないでください。これら経費については、電力供給契約書第11条の規定に基づき、「東京電力管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）による」ものとしします。

(3) 3年間の総額提示

入札金額（総額）は、1年間ではなく、入札の対象となっている「使用期間」（3年間）の総額を入札金額としてください。

10. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

11. 入札執行（入札会）の手順等

(1) 入札会の手順

- 1) 入札参加者の確認
 機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。
 - 2) 入札会参加資格の確認
 各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受領し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。
 - 3) 入札書の投入
 各参加者は、持参した入札書を封入の上、入札箱へ投入します。
 - 4) 開札及び入札書の内容確認
 入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。
 - 5) 入札金額の発表
 入札事務担当者が各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。
 - 6) 予定価格の開封及び入札書との照合
 入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。
 - 7) 落札者の発表等
 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。
 - 8) 再度入札（再入札）
 「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。
- (2) 再入札の辞退
 「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金				辞				退			円
---	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

- (3) 入札者の失格
 入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。
 - (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。
 - (5) 不落随意契約
 3回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。
- 1 2. 契約書作成及び締結**
- (1) 「第 4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
 - (2) 契約条件、条文については、契約書案を参照してください。なお、契約書付属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

なお、契約書の規定に反しない範囲で、落札者の「標準供給条件」等によることができるものとし、この場合、契約書等への反映は、落札者との間で協議することとします。

1.3. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ①当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ①対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- ②直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- ④一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.4. その他

(1) 機構が貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) 競争参加資格がないと認められた者、または入札会まで進み応札したものの落札に至らなかった者については、その理由について入札執行日から2週間以内に説明を求めることができます。

(3) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される者に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくも

のです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて頂くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成29年度の未利用エネルギー活用状況、③平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が55点以上であること。

項目	区分	得点
①平成29年度（2017年度）1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
②平成29年度（2017年度）の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成29年度（2017年度）の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 なお、既に平成30年度（2018年度）の実績が公表されている場合は、平成29年度（2017年度）の実績に代えて、平成30年度（2018年度）の実績を適用することを認めます。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が55点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

表「各用語の定義」

用語	定義
① 平成 29 年度 (2017 年度) 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 29 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
② 平成 29 年度 (2017 年度) の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 29 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 29 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成 29 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成 29 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該

	<p>当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成29年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③平成29年度（2017年度）の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの（算定方式）</p> $\text{平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>①平成29年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ②平成29年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。） ③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh） （ただし、平成29年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、平成29年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、平成29年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥平成29年度の供給電力量（需要端（kWh））</p>

	<ol style="list-style-type: none">1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）2. 平成29年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。3. 平成29年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2 業務仕様書

1. 概要

- (1) 件名 JICA 東京の庁舎で使用する電気の調達
 (2) 需要場所 JICA 東京センター
 東京都渋谷区西原2丁目49番5号
 (3) 業種及び用途 事務所及び附属施設

2. 仕様

- (1) 供給電気方式等
- 1) 供給電気方式 : 交流3相3線式
 - 2) 供給電圧(標準電圧) : 6,000V
 - 3) 計量電圧(標準電圧) : 6,000V
 - 4) 標準周波数 : 50Hz
 - 5) 受電方式 : 1回線受電方式
 - 6) 蓄熱式負荷設備の有無 : 無
- (2) 契約電力、予定使用電力量
- 1) 予定契約電力 : 650kW
 (ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
 - 2) 予定使用電力量 : 1,903,873kWh(1年当たり)
 (月別の予定使用電力量は別紙のとおり。)
 - 3) 予定力率 : 100%
- (3) 使用期間
- 自 2020年4月 1日 0:00
 至 2023年3月31日 24:00
 (注: 落札者の希望があれば、契約書を1年毎とする(=契約書を3つに分割する。) ことも認めます。)
- (4) 電力量等の計量
- 1) 自動検針装置 : 有
 - 2) 電力会社の検針方法 : 自動検針(通信方式)
 - 3) 電力量計構成 : 電力需給用複合計器(普通級)
- (5) 需給地点/電気工作物の財産分岐点/保安上の責任分岐点
 東京センター施設内に施設した開閉器箱内の東京電力の地中引込線と東京センターの遮断機電源側接続点。
- (6) 電気工作物の財産分岐点
 需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ。
- (8) 対価の支払い方法

乙は毎月初めに請求書を作成し、請求を行うこととする。

(9) その他

- 1) 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
300kVA (240kW) 1台
- 2) 60kWの太陽光発電設備を有している。
- 3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4) その他この仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

月別予定使用電力量

(単位：kWh)

月	予定使用電力量				
	ピーク時間	昼間		夜間	合計
		夏季	その他季		
4			48,260	42,081	90,341
5			64,483	53,880	118,363
6			85,240	57,949	143,189
7		106,639		68,995	175,634
8		134,162		83,028	217,190
9		100,244		79,358	179,602
10			78,066	59,624	137,690
11			82,708	58,839	141,547
12			94,362	67,664	162,026
1			112,425	88,066	200,491
2			108,349	80,101	188,450
3			86,767	62,583	149,350
合計		341,045	760,660	802,168	1,903,873

注1) 夏季とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。

注2) その他季とは、4月1日から6月30日及び10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

注3) 昼間とは、8時から22時までの時間をいう。ただし、休日等（日曜日、祝日、年末年始、GW）の該当する時間を除く。

注4) 夜間とは、昼間時間以外の時間をいう。

第3 契約書（案）

電力供給契約書

- (ア) 業務名称 独立行政法人国際協力機構東京センターの庁舎で使用する電気の調達
- (イ) 契約単価 第2条のとおり
- (ウ) 契約期間 2020年4月 1日0:00から
2023年3月31日24:00まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 東京センター 契約担当役所長 木野本 浩之（以下「発注者」という。）と【受注者商号／名称及び代表者名】（以下「受注者」という。）とは、東京センター庁舎で使用する電気の供給について、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書「仕様書」に定義する業務について、発注者が東京センター庁舎で使用する電力を供給し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約単価は次のとおりとし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(1) 基本料金単価		●. ●円/kW
(2) 電力量料金単価	夏季ピーク	●. ●円/kWh (7月~9月)
	夏季昼間	●. ●円/kWh (7月~9月)
	その他季昼間	●. ●円/kWh
	夜間	●. ●円/kWh

【注）入札の結果により、設定される単価は変更され、網掛け部分の表現は、応札者の応札額及びその内訳によります。】

- 前項に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。
- 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
- 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者、受注者協議の上、契約金額を改定することができる。

5 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(契約保証金)

第3条 発注者は、本契約の保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委任等の禁止)

第5条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 契約電力は、附属書「仕様書」に記載のとおりとする。

(計量)

第8条 受注者は、毎月1回計量日を設定し、使用電力量を計量しなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は、1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 受注者は、第8条に規定する計量終了後、速やかに第2条の規定に基づき支払請求書を作成し、対価の支払いを発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により支払請求書を受領したときは、これを検査の上、計量日の翌日から起算して30日以内に、受注者に対し支払いを行わなければならない。

(料金の割引又は割増)

第 11 条 第 9 条に規定する毎月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、〇〇管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

(支払遅延利息)

第 12 条 発注者が第 10 条第 2 項に定める期間内に支払を行わなかった場合は、当該期間最終日の翌日から起算し支払を行う日までの日数に応じ、支払請求金額に対し、年率 10%を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(業務内容の変更)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 第 1 項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約単価を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約単価並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

4 第 2 項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(発注者の解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 受注者が第 16 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。

(4) 第 22 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

(5) 受注者に不正な行為があったとき又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。

- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 5 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含

む。)にかかる対価(直接経費を含む。)の合計額をいう。以下同じ。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

第15条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用に、本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づく契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(違約金)

第17条 天災その他不可抗力の原因又は前条第1項の規定によらないで、受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了までにかかる予定使用電力量に第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額と契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間中に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、当該違約金に対して年率10%を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 発注者は、第14条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし、補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第14条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 19 条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保証法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第 20 条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であつて、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(調査・措置)

第 21 条 受注者が、第 14 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
- 3 発注者は、第 14 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 22 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

- (1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法

律第 47 号) 第 18 条 (外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止) に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的 (本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) (以下、「独占禁止法」) 第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又はその意を受けた関係者 (受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人) が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6 (公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

(5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者 (受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか) が認めるとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の 10 分の 2 を下ることはない。

3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。

4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 17 条第 2 項に規定する違約金及び賠

償金とは独立して適用されるものとする。

- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知らずながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
 - (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等の徴収）

- 第23条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から対価支払いの日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき対価とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。
- 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

- 第24条 受注者（第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示につい

て事前の承認があったもの

- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第 25 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第 2 条第 5 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- （1）業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- （2）業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- （3）保有個人情報の管理責任者を定めること。
- （4）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（平成17年細則（総）第11号）を準用し、当該細則に定められた事項につき

適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

- (5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
 - (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
 - 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（情報セキュリティ）

第26条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程（平成29年規程（情）第14号）及び情報セキュリティ管理細則（平成29年細則（情）第11号）を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

（安全対策）

第27条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

（業務災害補償等）

第28条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

（業務引継に関する留意事項）

第29条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところ

に従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第30条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2) 受注者の直近3カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第31条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第32条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第33条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

(西暦で記入) 年 月 日

発注者

東京都渋谷区西原2丁目49番5号
独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 木野本 浩之

受注者

注)「第2 仕様書」を附属書「仕様書」として本契約書に添付する。

別添

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 入札書
4. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
5. 質問書
6. 辞退理由書

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

（ https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html ）

<本件指定様式>

本件指定様式は、次頁以降に添付しています。

1. 競争参加資格確認申請書
2. 適合証明書
3. 入札書
4. 入札金額内訳書

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 東京センター 契約担当役 所長
- ・業務名称：独立行政法人国際協力機構 東京センターの庁舎で使用する電気の調達
- ・公告日：2020年1月22日
- ・入札日：2020年2月21日

競争参加資格確認依頼書

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
 東京センター
 契約担当役 所長 殿

住所
 商号又は名称
 代表者役職・氏名 (印)

(担当者氏名)
 (電話 : FAX :)
 (E-mail :)
 (文書送付先住所)
 (整理番号 :)

2020年1月22日付で公告のありました「独立行政法人国際協力機構東京センターの庁舎で使用する電気の調達」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

【別添】

1. 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
2. 「温室効果ガス排出削減の取組状況等に関する要件」を満たすことを証明する適合証明書（次ページ様式参照）

適合証明書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

住所
会社名
代表者役職・氏名

以下のとおり相違ないことを証明します。

1. 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2. 平成 29 年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO2/kWh)		
②	平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況		

① ~③の合計点数	
-----------	--

注 1) 1. の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成 30 年 12 月改定)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参加した小売電気事業者(参入から 1 年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から 1 年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注 2) 2. の「自社の基準値」及び「点数」には、「第 1 入札手続き」の別紙により算出した値を記載すること。

注 3) 1. の開示方法を明示し、かつ合計点数が 55 点以上となったものを本案件の入札適合者とする。

注 4) 1. 及び 2. の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

(様式 4-1)

入 札 書

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

⑩

件名：「独立行政法人国際協力機構東京センターの庁舎で使用する電気の調達」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

- ※ 消費税等金額を除いた金額を記載のこと。契約金額は本入札金額に消費税法及び地方税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額となります。
- ※ 入札金額は、「千円単位」とします。ただし、入札説明書にその旨の記載がない場合は除きます。
- ※ 契約は3年間となりますので、入札金額は「3年分(36か月分)」の金額を提示してください。
- ※ 入札金額内訳書を添付してください。
- ※ 入札金額と契約金額内訳書の単価に齟齬がある場合は、単価が正しいものとしてします。

以 上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印して下さい。
 - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 再入札に限り、代表者が入札を行う場合は、代表者本人の個人印の押印により入札が可能です。ただし、身分証明できる書類を提示する必要があります。
 - ※ 代理人による入札の場合は様式 4-2 を使用してください。

入札金額内訳書（例）

1. 基本料金

【2020年4月～2021年3月】

@〇〇, 〇〇〇円 × ●●● kW × 12ヶ月 = ◆, ◆◆◆, ◆◆◆円

【2021年4月～2022年3月】

@〇〇, 〇〇〇円 × ●●● kW × 12ヶ月 = ◆, ◆◆◆, ◆◆◆円

【2022年4月～2023年3月】

@〇〇, 〇〇〇円 × ●●● kW × 12ヶ月 = ◆, ◆◆◆, ◆◆◆円合計 ◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円

注1) ●●● kWには、対象となる需要場所の予定契約電力の値を入れてください。

2. 電力量料金

(1) ピーク時間

@〇〇, 〇〇〇円 × ●●● kWh = △, △△△, △△△円

(2) 昼間（夏季）

@〇〇, 〇〇〇円 × ●●● kWh = △, △△△, △△△円

(3) 昼間（その他季）

@〇〇, 〇〇〇円 × ●●● kWh = △, △△△, △△△円

(4) 夜間

@〇〇, 〇〇〇円 × ●●● kWh = △, △△△, △△△円電力量料金合計 ◇◇, ◇◇◇, ◇◇◇円

注2) ●●● kWhには、対象となる需要場所における予定使用電力量の年間合計値を入れてください。

注3) 年度毎の単価を設定することも認めます。その際は、それが分かるように記載してください。予定使用電力量は、毎年度同一の数値を設定してください。

注4) 電気量料金の分類は、「第2 業務仕様書」に規定している「月別予定使用電力量」の分類に応じ、変更してください。

注5) 上述の電気量料金は、ピーク時間、昼間（夏季）、昼間（その他季）、夜間に分類されていますが、この分類によらない内訳書の提示についても、機構が提示する「月別予定使用電力量」に基づくものであれば、これを認めます。

以上